

新冠町インフルエンザ予防接種 に係る接種費用助成のご案内



令和8年度における、インフルエンザ予防接種に対する接種費用助成を開始します。予防接種は、病気の予防や重症化を防ぐ効果があります。

接種後約2週間で効果が現れ、数カ月間持続します。流行前の10月から12月上旬頃までの接種がおすすめです。

【助成期間】

令和8年9月1日～令和9年3月31日まで

の期間に接種したインフルエンザの予防接種

※例年は10月1日からの接種が対象ですが、令和8年度に限り、全国的な感染状況を考慮し、9月1日以降の接種を助成対象とします。

＜注意事項＞

接種開始日や接種料金は医療機関により異なります。
詳細は直接、医療機関にお問い合わせください。

【65歳以上の方】 ※年齢は接種日時点

予防接種の種類	助成回数	助成割合	助成上限額
インフルエンザ 不活化ワクチン	年度内 1回	6割	2,200円

※60～64歳で呼吸器や心臓、腎臓等に重い病気がある方は、助成対象になる場合があります。詳しくは、主治医にご相談ください。



【中学3年生以下の方】 ※年齢は接種日時点

予防接種の種類	助成対象者	助成回数	助成割合	助成上限額
インフルエンザ 不活化ワクチン	13歳～ 中学3年生	年度内 1回	6割	2,200円
	13歳未満	年度内 2回	1回目 6割	2,200円
			2回目 定額	500円
経鼻弱毒生インフルエンザ ワクチン(フルミスト点鼻液)	2歳～ 13歳未満	年度内 1回	5割	4,500円

【助成にあたって】

- ・助成対象者で生活保護を受給されている方は、全額を助成します。
- ・助成額上限は、毎年度、変更となる可能性があります。
- ・接種した料金×助成割合（100円未満切捨て）が助成上限額に満たない場合は、実際に接種した料金×助成割合（100円未満切捨て）を助成します。

【指定医療機関】 裏面の指定医療機関一覧をご覧ください。



新型コロナワクチン予防接種 に係る接種費用助成のご案内

令和8年度における、新型コロナワクチン予防接種に対する接種費用助成を開始します。予防接種は、病気の予防や重症化を防ぐ効果があります。

接種後約2週間で効果が現れ、数カ月間持続します。流行前の10月から12月上旬頃までの接種がおすすめです。

【65歳以上の方】※年齢は接種日時点

予防接種の種類	助成回数	助成割合	助成上限額
新型コロナワクチン	年度内1回	5割	7,900円

※60～64歳で呼吸器や心臓、腎臓等に重い病気がある方は、助成対象になる場合があります。詳しくは、主治医にご相談ください。

【助成期間】 令和8年10月1日～令和9年3月31日まで

の期間に接種した新型コロナワクチンの予防接種

※インフルエンザと助成期間が違いますのでご注意ください。

＜＜注意事項＞＞

接種開始日や接種料金は医療機関により異なります。
詳細は直接、医療機関にお問い合わせください。

【助成にあたって】 表面の「助成にあたって」をご覧ください。

【指定医療機関以外で接種された方】は、町窓口へ申請することで費用が助成されます。下記の必要書類等を持参の上、保健福祉課で助成申請を行ってください。

＜必要な書類等＞ 領収書・接種済証・印鑑・通帳等（振込先口座が確認できるもの）
※申請はできるだけ年度内に済ませるようお願いいたします。

【指定医療機関】『★』フルミスト点鼻液取扱い医療機関

医療機関	電話番号	医療機関	電話番号
新冠町立 国民健康保険診療所	0146- 47-2411	★日高徳洲会病院	0146- 42-0701
★新ひだか町立静内病院	0146- 42-0181	山田クリニック	0146- 43-0008
★新ひだか町立 三石国民健康保険病院	0146- 43-2231	駒木クリニック	0146- 45-0123
★仲川内科胃腸科医院	0146- 42-0345	石井病院	0146- 42-3031
勤医協厚賀診療所	01456- 5-2711		

こちらの医療機関で接種すると、助成金額を差し引いた金額で費用が請求されます。
(助成金申請は不要です)



お問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ健康推進係（47-2113）